

プロジェクト 保険契約

項目 IASB 改訂公開草案「保険契約」－提案の概要

I. 本資料の目的

1. 本資料は、国際会計基準審議会（IASB）が 2013 年 6 月 20 日に公表した改訂公開草案「保険契約」（以下「改訂 ED」という。）（コメント期限は 2013 年 10 月 25 日）の提案の概要を説明することを目的としている。

II. はじめに

検討の経緯

時期	主なイベント
1997 年 4 月	国際会計基準委員会が保険契約プロジェクトの検討を開始
2004 年 3 月	IFRS 第 4 号「保険契約」を公表し、フェーズ I を完了
2007 年 5 月	ディスカッション・ペーパー（DP）を公表
2008 年 10 月	米国財務会計基準審議会（FASB）が本プロジェクトに参加
2010 年 7 月	公開草案「保険契約」（2010 年 ED）を公表
2010 年 12 月	再審議
～2013 年 2 月	
2013 年 6 月 20 日	改訂 ED を公表
6～10 月	アウトリーチやフィールドテストを実施（予定）
10 月 25 日	改訂 ED コメント期限
2014 年上半期	再審議（予定）
2014 年末/2015 年初頭 ¹	最終基準の公表（予定）
公表から約 3 年後 ²	最終基準の発効（予定）

2. 現行の IFRS 第 4 号「保険契約」は、IASB の保険契約プロジェクトのフェーズ I として 2004 年に策定されたが、以下のような暫定的な基準の位置付けとなっており、IFRS 適用企業間で保険契約の財務報告に多様性が存在している。

- (1) 広範囲の実務を使用し続けることを容認している。
- (2) 会計方針が財務諸表利用者の経済的意思決定のニーズへの目的適合性を有することや、そうした会計方針に信頼性があることを確保する必要はないと明記さ

¹ 2013 年 6 月 25 日開催の IASB の Live webcast にて使用されたプレゼン資料「Exposure Draft Insurance Contracts」に記載されている。

² 改訂 ED の C1 項にて、企業は、本基準案を、基準の公表日から約 3 年後以後に開始する事業年度に適用しなければならない旨が提案されている。

れている。

3. このため IASB は、保険契約についての認識、測定、表示及び開示の規定を取り扱う高品質な基準を開発することを目的としたフェーズⅡの検討を進め、DP や 2010 年 ED の公表を経て、2013 年 6 月、インプットを求める対象を絞った改訂 ED を公表するに至っている。
4. IASB は、改訂 ED について 2013 年 10 月 25 日までコメントを募集している。IASB は、コメントレターから受け取ったインプットに加えて、アウトリーチ及びフィールドテストの追加的なプログラムを実施する予定である。

コメント提出者への質問の概要

5. IASB は、関係者からのフィードバックを踏まえ、2010 年 ED で提案した保険契約の測定アプローチは関係者に広く受け入れられていることを確認したとしている。それとともに、さらなる明瞭化や単純化が必要な領域があるという関係者からのフィードバックに対応するため、2010 年 ED の提案の改訂を図っている。
6. 改訂 ED では、2010 年 ED の提案に加えた重要な変更点だけに関係者からのインプットを求めるため、対象を絞った 7 つの質問が設けられている。その変更により利用者にとってさらに複雑性が生じるのかどうかを理解し、作成者にとっての運用上のコストの発生要因について洞察を得ることを目的としており、具体的には次の領域に関して質問が設けられている。

論点	改訂 ED の質問の対象*
測定 将来のサービスに 関する未稼得利益 の変動の影響の報 告	(質問 1) 将来のカバー及び他の将来のサービスに関する将来 CF の 現在価値の見積りの変更について、契約上のサービス・マ ージンを調整すること
基礎項目に対する リターンに直接対 応して変動すると 予想される CF	(質問 2) 契約が企業に基礎項目の保有を要求し当該基礎項目に対 するリターンへの連動を定めている場合には、企業は、所 定の測定及び表示の例外を適用すること
表示 保険契約の収益及 び費用	(質問 3) すべての保険契約について収益及び費用を純損益及びそ の他の包括利益計算書に表示すること

金利費用	(質問 4) 貨幣の時間価値を反映するための金利費用の純損益表示を、償却原価で測定する金融商品に適用されるのと同様のアプローチを用いて行い、割引率の変更の影響はその他の包括利益に認識すること
経過 新基準の初度適用 措置	(質問 5) 実務上可能な場合には本基準案を遡及適用し、そうでない場合には修正遡及アプローチを適用すること

※ 上記以外に、要求事項案のコストとベネフィットに関する質問（質問 6）と、要求事項案の文言の明瞭性に関する質問（質問 7）が設けられている。

2010 年 ED からの変更点のうち質問対象外のもの

- IASB は、改訂 ED で質問の対象としていない領域については、結論を確定するための十分な情報をすでに有しているとし、改訂 ED のコメント期間終了後に、以前に棄却した論点の再考や以前に検討した帰結の再検討を行う意図はないとしている。
- 改訂 ED において質問対象とされていない主な変更点については、改訂 ED の結論の根拠の付録 C「2010 年公開草案以降の変更点の要約」の中で、質問対象とともに概要がまとめられている。

FASB の関与

- FASB は、米国会計基準の改善及び簡素化と、コンバージェンスの増進のため、2008 年 10 月以降、本プロジェクトに参加し、IASB と共同で基準開発を進めてきた。
- IASB と FASB はデュー・プロセスの段階が異なっているため、今般、両者は別々に公開草案を公表している。FASB は 2013 年 6 月 27 日に会計基準更新書案「保険契約（トピック 834）」（以下「FASB 公開草案」という。）を公表し、米国会計基準の改善案についてコメントを求めている。なお、いくつかの領域で IASB と FASB は異なる結論に達している。
- FASB 公開草案のコメント期限は 2013 年 10 月 25 日とされており、これは IASB 改訂 ED のコメント期限と同日である。

III. 改訂 ED の提案の概要

12. 本セクションでは、改訂 ED の提案について、項目ごとにその概要を記載している。

(以下、文中に示す項番号は、特段の断りがない限り改訂 ED の項番号を示すものとする。ただし、「前項」は本資料の項を参照するものとする。)

適用範囲

適用範囲

13. 適用範囲は以下のとおり。(3 項)

- (1) 発行する保険契約（再保険契約を含む）
- (2) 保有している再保険契約
- (3) 発行する裁量権のある有配当性を有する投資契約（企業が保険契約も発行する場合のみ）

* 保険会社だけでなく、非保険会社も対象となる。

適用除外

14. 「金融保証契約」や「製造業者、販売業者又は小売業者が発行する製品保証」などは対象外としている。ただし、金融保証契約については、企業が過去に当該契約を保険契約とみなすことを明言し、保険契約に適用される会計処理を適用している場合は、金融保証契約を本基準の適用範囲に含めることができるとしている。(7 項)

定義

15. 「保険契約」は「一方の当事者（発行者）が、他方の当事者（保険契約者）から、所定の不確実な将来事象（保険事故）が保険契約者に不利な影響を与えた場合に保険契約者に補償することに同意することにより、重要な保険リスクを引き受ける契約」と定義されている。その他の用語については改訂 ED 付録 A を参照願いたい。

認識、条件変更及び認識の中止

契約の認識

16. 次のうち最も早い日から、自身が発行する保険契約を認識する。(12 項)

- (1) カバー期間の開始時
- (2) 保険契約者からの最初の支払の期限が到来した日
- (3) 当該契約が属することとなる保険契約ポートフォリオが不利となった日（該当する場合）

17. 保険契約ポートフォリオが不利であるのは、企業が契約条件に拘束された後に、履行CF等がゼロよりも大きい場合であり、この合計額がゼロを超える金額を、純損益に費用として認識する。(15 項)

認識の中止

18. 企業は、保険契約が消滅した（すなわち、保険契約に定められた義務が、免除、解約又は期間満了となった）時にのみ、当該契約の認識の中止を行う。(50 項)
19. 企業が再保険を購入したとしても、基礎となる契約は、当該基礎となる契約が消滅したときにのみ認識の中止を行う。(51 項、BCA135 項)

保険契約からの構成要素の分離

20. 保険契約は、別個の契約であったならば他基準の範囲に含まれる 1 つ又は複数の構成要素を含む場合がある。企業は、一定の要件に該当する場合のみ、以下の構成要素を分離し、他の基準を用いて会計処理する。(9 項から 11 項)
- (1) 組込デリバティブ（密接に関連していない、かつ、デリバティブの要件を充足）
 - (2) 投資要素（区別できる場合）
 - (3) 財又はサービスを提供する履行義務（区別できる場合）

測定

測定の一般的な要求事項

21. 当初及び事後において、保険契約負債は以下のとおり測定する。(18項、29項)

$$\text{保険契約負債} = \text{履行CF} + \text{契約上のサービス・マージン}$$

履行CF

22. 「履行CF」とは、企業が保険契約を履行するにつれて生じる将来CF-OUTの現在価値から将来CF-INの現在価値を控除した金額の明示的で偏りのない確率加重した見積りである。

23. 履行CFは、次の3つを明確に区分して測定する(22項a)

- (1) (純粋な) 将来CF (平均値に相当するものと思われる)
- (2) 貨幣の時間的価値 (割引金利) 割引計算
- (3) 不確実性の対価 (リスク調整) (偏差等に相当するものと思われる)

24. 残存カバーに係る負債³と発生保険金⁴に係る負債の2つで構成される。(19項)

25. 履行CFには、新契約費(保険契約の販売、引受及び開始のコスト)も含める。

26. 履行CFは、每期、最新の情報で再測定する。変化額の処理方法については後述。

契約上のサービス・マージン

27. 「契約上のサービス・マージン」とは、企業が保険契約に基づくサービスを提供するにつれて認識する未稼得の利益を表わすもの。「負」となることはない。

28. 当初認識時は、履行CFと同額かつ反対方向の金額で測定する。これにより、Day 1 Gainは認識されず、繰り延べられることになる。ただし、履行CFが負(不利)の場合には、同マージンは認識せずに、差額は費用としてただちに純損益に認識する。

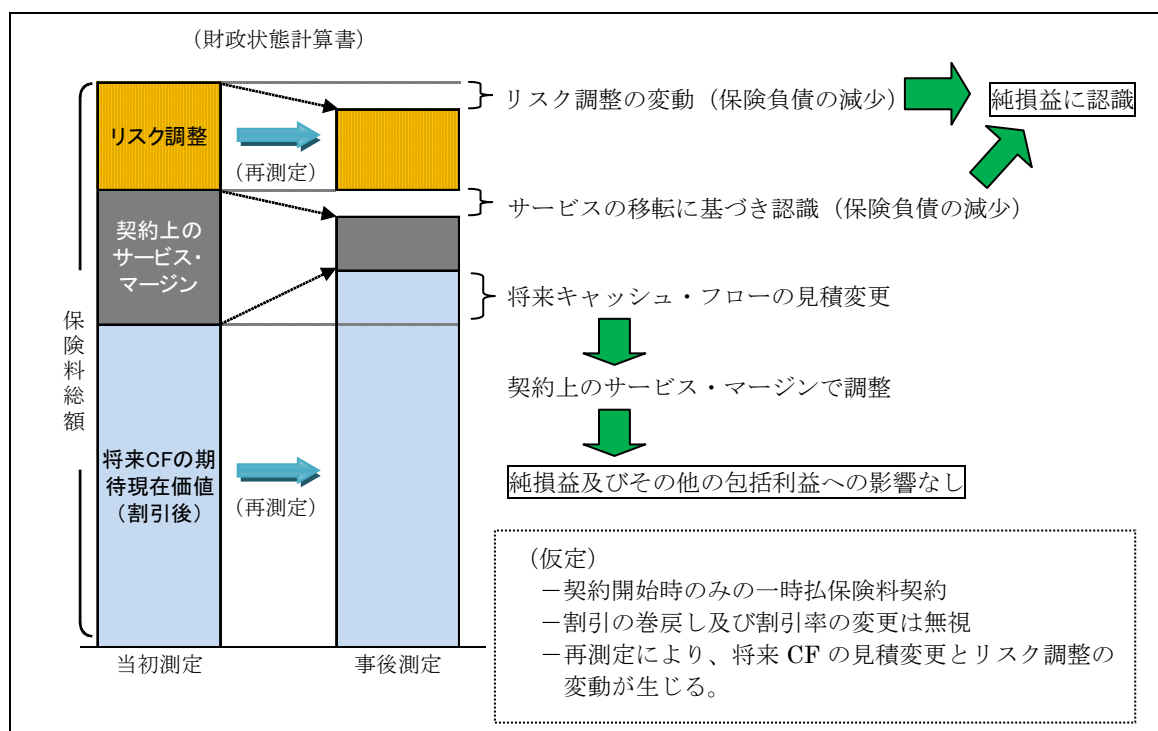
29. 事後は、契約に基づき提供されるサービスの残りの移転を最も適切に反映する規則的な方法により、カバー期間にわたり純損益に認識する(マージンの償却)。(32項)

³企業がまだ発生していない保険事故について既存の保険契約から生じる正当な保険金請求に対して支払を行う義務(すなわち、カバー期間の未経過部分に関連する義務)

⁴企業がすでに発生している保険事故を調査してそれに係る保険金を支払わなければならないという義務(すでに発生しているが保険金請求がまだ報告されていない発生保険金(IBNR)を含む)

30. 以下の図1は、保険契約負債の当初測定及び事後測定の単純なイメージ図である。

<図1：当初測定及び事後測定のイメージ>⁵



31. 図2は、履行CFの各項目の変動処理とマージンの償却処理を纏めている。

<図2：履行CFの各項目 (CF、リスク調整、割引金利) の変動とマージンの償却>

			処理概要	ED質問
履行CF	CFの変動	将来に係る部分	マージンを調整する (加減する) ただし、マージンを超過する部分は「損益 (損)」認識	質問1
		当期に係る部分	実績調整として「損益」に認識	
	リスク調整の変動		「損益」に認識。概念的には、「時の経過に伴う不確実性減少分」と、「将来の不確実性増減分」の合算を「損益」に認識することになる。	n. a.
	割引金利の変動		「OCI」に認識	質問4
契約上のサービス・マージン			CFの変動 (将来部分) を調整する (加減する)	質問1
			サービスの移転を最も適切に反映する規則的な方法により、カバー期間にわたり純損益に認識する (マージンの償却)	n. a.

⁵ 改訂EDの提案に基づき、ASBJスタッフが作成した。

測定を単純化したアプローチ（保険料配分アプローチ）

適用範囲

32. 次のいずれかの要件を満たす場合は、保険料配分アプローチを用いて残存カバーに係る負債を測定することができる。（35 項）
- (1) 一般的なアプローチによる測定の合理的な近似が測定される（保険金請求の発生前に、履行 CF の見積りの重要な変更が生じないと見込まれる場合）。
 - (2) カバー期間が 1 年以内である。

不利な契約負債の認識

33. 当初認識時又はその後において、当該契約を含む保険契約ポートフォリオが不利であることが事実及び状況によって示されている場合は、追加で不利な契約負債を認識する。（36 項）

測定

34. 残存カバーに係る負債は、次の方法で測定する。（38 項、39 項(a), (c)、40 項）

残存カバーに係る負債	=	受取保険料
	-	新契約費
	-	保険契約収益認識額

- (1) 受取保険料から、新契約費に関する支払を控除し、当期に提供した保険カバーに対する保険契約収益として認識した金額（サービスの移転を最も適切に反映した規則的な方法で配分された金額）を控除して算出する。
 - (2) 不利な契約負債は、残存カバーに係る負債の帳簿価額と履行 CF との差額として測定する。
 - (3) 契約にとって重要な財務要素が含まれている場合は、当初認識時に算定した割引率を用いて、貨幣の時間価値を反映する。ただし、保険カバーを提供する時点とカバーの当該部分に対応した保険料の支払期日との間隔が 1 年以内と見込まれる場合は、割引計算は不要である。
 - (4) カバー期間が 1 年以内の場合は、すべての新契約費を発生時に費用として認識することができる。
35. 発生保険金に係る負債は、次の方法を用いて測定する。（39 項(b)）
- (1) 発生保険金に関連する履行 CF を用いて測定する。
 - (2) ただし、将来 CF の支払又は受取が 1 年以内に見込まれる場合は、貨幣の時間価値を反映させる必要はない。

企業に基礎項目の保有を要求し当該基礎項目に対するリターンへの連動を定めている契約 【 ED 質問 2 関連 】

対象となる契約

36. 保険契約が次の両方の要件に該当する場合、測定及び表示の例外を適用する。(33 項)

- (1) 企業に基礎項目（特定の資産及び負債、保険契約の基礎となるプール、又は契約で定めている基礎項目が企業全体の資産及び負債である場合など）の保有を要求している。
- (2) 保険契約者に対する支払と当該基礎項目に対するリターンとの連動を定めている。

測定

37. 上記契約の測定方法及び変動額の処理は次のとおりとする。(34 項、66 項)

条件	測定方法	変動額の処理
基礎項目に <u>直接対応</u> して変動すると予想される場合	基礎項目の帳簿価額を参照して測定する（本基準案の一般的な要求事項を適用しない）	基礎項目の価値の変動の認識と同じ基礎により、純損益又はその他の包括利益に認識する。
基礎項目に <u>間接的に</u> 対応して変動すると予想される場合	本基準案の一般的な要求事項を適用して測定する。 (契約で定められた固定支払、組込オプションや最低支払保証で分離されていないものがこれに含まれる。)	純損益に認識する。
基礎項目に対応して変動するとは予想されない場合		本基準案の一般的な表示の要求事項を適用する。

再保険契約

適用範囲

38. 本基準は、保有する再保険契約（企業が出再者である契約）にも適用する。（3項(b)）

認識

39. 再保険契約の認識時点は以下のとおり。（41項、BCA133項）

- (1) 再保険契約が、基礎となる保険契約ポートフォリオの損失を比例的にカバーしている場合は、基礎となる保険契約のカバー期間の開始時から認識する。
- (2) 再保険契約が、基礎となる保険契約ポートフォリオから生じる所定の金額を超える損失の総額をカバーしている場合は、再保険契約のカバー期間の開始時から認識する。

測定

40. 再保険契約は以下のとおり測定する。

再保険契約 = 履行CF + 契約上のサービス・マージン

(1) 履行CF（41項(b)）

- ① 基礎となる保険契約に係る履行CFの測定に用いる仮定と整合的な仮定を用いて見積る。
- ② 基礎となる保険契約の保険金発生を条件とするCF（出再手数料を含む）は、再保険契約により補填が見込まれる保険金の一部として、条件としない再保険手数料は、再保険者へ支払う再保険料の控除として扱う。
- ③ CFの測定に、再保険者の不履行に係る予想信用損失を反映する。

(2) 契約上のサービス・マージン（41項(c)）

- ① 再保険契約の購入に係る正味の利得又はコストは、契約上のサービス・マージンとして認識し、カバー期間にわたって、純損益に認識する。
- ② 再保険契約の購入前に発生した事象に関連する再保険カバー購入に係る正味のコストは、直ちに純損益に費用として認識する。

41. 次のいずれかの要件を満たす場合は、基礎となる保険契約と同様に、保険料配分アプローチを用いて、残存カバーに係る負債を測定することができる。（42項(a)）

- (1) 一般的な要求事項による測定値（本資料21項）の合理的な近似が測定される。
- (2) 再保険契約のカバー期間が1年以内である。

表 示

財政状態計算書

42. 企業は、次の項目を、それぞれ区分して財政状態計算書に表示する。(54 項、55 項)
- (1) 「資産ポジションにある保険契約ポートフォリオ」と「負債ポジションにある保険契約ポートフォリオ」の帳簿価額
 - (2) 再保険契約ポートフォリオについても、同様に資産・負債の別に計上する。

純損益及びその他の包括利益計算書

保険契約収益及び保険契約費用（発生保険金及び他の費用） 【 ED 質問 3 関連 】

43. 発行している保険契約に関する収益並びに発生保険金及び他の費用を、純損益及びその他の包括利益計算書に表示する。保険契約収益は、保険契約から生じた約束したサービスの移転を、企業が当該サービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写する。(56 項、57 項)
44. 当期に計上する保険契約収益は次のとおりである。(保険契約負債の増減から求める)

保険契約収益の金額＝ 残存カバーに係る負債の期首と期末の帳簿価額の差額

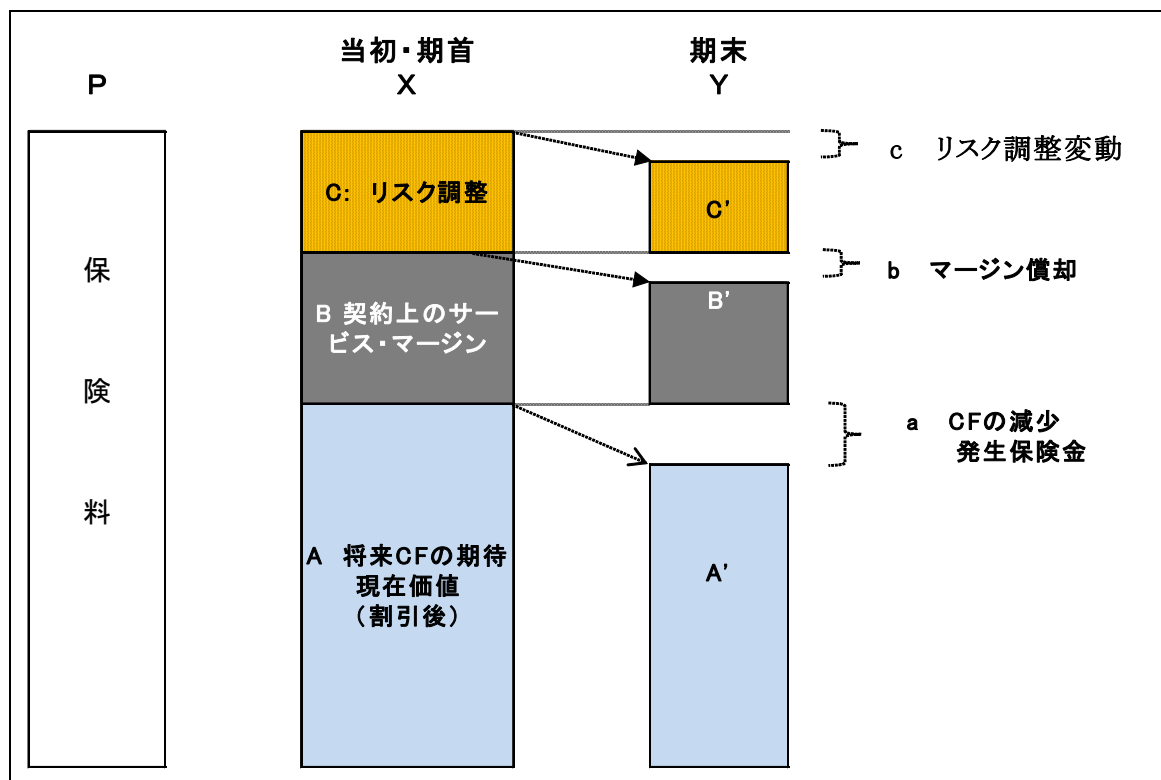
- (1) ただし、企業が対価を受け取ると見込んでいるカバー又は他のサービスに関連しない変動（例えば、当期の CF から生じた変動や、当初認識時の損失及び将来 CF の見積変更のうち契約上のサービス・マージンを調整せずに純損益に直ちに認識される金額）を除く。
 - (2) 測定目的上では分離されていない投資要素を、表示する保険契約収益及び発生保険金から除外する。(58 項)
45. 保険契約収益は次の項目の合計額でもある。(B90 項) (構成要素から求める)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 当期のカバーに関する予想保険金及び費用の最新の見積り（前項に記載のある直ちに純損益に認識したものを除く）。予想保険金の最新の見積りに含まれている投資要素の返済は除外する。(2) リスク調整の変動(3) 当期の純損益に認識した契約上のサービス・マージンの金額(4) 保険料のうち直課可能な新契約費の回収に関する部分の配分（保険料のうち当該コストの回収に関する部分を、各会計期間に、当該契約に基づいて提供されるサービスの移転を最も適切に反映する規則的な方法で配分する） |
|---|

46. 保険契約収益の算出イメージ⁶は次のとおりである。

「保険契約収益は、保険契約から生じた約束したサービスの移転を、企業が当該サービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価（プレミアム）を反映する金額で描写する。」

=> 対価（保険料：P=X）をサービスの移転に応じて配分



	構成要素	負債の減少
保険契約収益	a CFの減少（発生保険金） + b マージンの償却 + c リスク調整	X-Y 対価（保険料 P=X）をサービスの移転に応じて配分
保険契約費用	a CFの減少（発生保険金）	n. a.
損益	b マージンの償却 + c リスク調整	n. a.

⁶ 単純化のため「新契約費」「金利」「投資要素」は無視している。また、保険金は当初想定通りに発生することを想定している。

金利費用の表示・割引金利の変更に関する取り扱い 【 ED 質問 4 関連 】

47. 契約の当初認識日に適用した割引率を用いて金利費用を算定する。(なお、基礎項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フローについては、企業が当該リターンの変動が当該キャッシュ・フローの金額に影響を与えると予想している場合には、割引率を更新しなければならない。) (60 項(h))
48. 次の両者の差額を、その他の包括利益に認識する。(64 項、BC121 項、BC129 項)
- (1) 報告日に適用した割引率を用いて算定した保険契約の帳簿価額
 - (2) 当初認識時に適用した割引率を用いて算定した保険契約の帳簿価額 (なお、基礎項目に対するリターンに直接対応して変動すると予想されるキャッシュ・フローについては、企業が当該リターンの変動が当該キャッシュ・フローの金額に影響を与えると予想している場合には、割引率を更新しなければならない。)

開 示

開示要求の目的

49. 企業は、財務諸表利用者が、本基準案の範囲に含まれる契約から生じる将来 CF の性質、金額、時期及び不確実性を理解できるよう、次の項目に関する定性的及び定量的情報を開示する。(69 項)
- (1) 保険契約から生じた、財務諸表に認識されている金額
 - (2) 本基準案の適用時に行った重要な判断及び当該判断の変更
 - (3) 保険契約から生じるリスクの性質及び程度
50. 開示項目の詳細については改訂 ED を参照願いたい。

経過措置 【 ED 質問 5 関連 】

51. 実務上可能な場合は、遡及適用する。
52. 遡及適用が実務上不可能な場合は、合理的に利用可能なすべての客観的情報を考慮した上で、単純化した修正遡及適用 (契約サービス・マージンの測定、割引率の推定) を行う。

以 上

保険契約の当初認識時の測定

1. 以下の設例4は、本資料53項に関連したものである。

設例4：企業が発行する保険契約の当初認識時の測定

(前提)

- ・ 企業が単一のポートフォリオを形成する保険契約を発行する(カバー開始は発行日)。
- ・ 各要素の見積りは以下のとおり。

	保険料の期待 現在価値 (EPV)	リスク調整	予想保険金の EPV	直課可能な新 契約費	直課可能でな い新契約費
設例4A	CU 900	CU 30	CU 600	CU 90	CU 30
設例4B	CU 900	CU 30	CU 900	CU 90	CU 30

(当初認識時の測定)

(CU)	設例4A	設例4B
CF-OUTのEPV	690	990
CF-INのEPV	(900)	(900)
リスク調整	30	30
履行CF	(180)	120
契約上のサービス・マージン	180	-
当初認識時の保険契約負債	-	120

(当初認識直後の測定)

当初認識直後に、最初の保険料CU 300の受取と、新契約費CU 120の支払(うちCU 90が直課可能なもの)があり、保険契約負債の帳簿価額及び純損益は以下のとおりとなる。

(CU)	設例4A	設例4B
CF-OUTのEPV	600	900
CF-INのEPV	(600)	(600)
リスク調整	30	30
契約上のサービス・マージン	180	-
当初認識直後の保険契約負債	210	330

(CU)	設例4A	設例4B
当初認識時の損失	-	(120)
契約ポートフォリオに直課可能でない新契約費	(30)	(30)
当期に認識される利得/(損失)	(30)	(150)

保険契約の事後測定

2. 以下の設例6は、本資料53項に関連したものである。

設例6：企業が発行する保険契約の事後測定

(前提)

- ・ 企業がカバー期間3年の保険契約ポートフォリオを発行する(カバー開始は発行日)。
- ・ 単純化のため、貨幣の時間価値及びリスク調整には重要性がなく、すべての保険金は発生時に支払われると仮定する。
- ・ 保険契約者が支払う保険料は契約開始時の一時払CU 900のみ
- ・ 当初認識時の期待CF-OUTは各年度CU 200(計CU 600)
- ・ 契約上のサービス・マージンはカバー期間にわたり均等に認識される。
- ・ 第2年度の発生保険金は予想保険金とは異なり、その結果、第2年度末に、企業は第3年度の保険金の見積りを改訂する。

	第1年度	第2年度	第3年度	(ASBJスタッフ補足)
設例6A	—	CU 150	CU 150	(企業に有利な見積変更)
設例6B	—	CU 450	CU 450	(企業に不利な見積変更)

(設例6A：第2年度末の会計処理) …企業にとって有利な見積変更の場合

- ・ 予想保険金の減少CU 50により契約上のサービス・マージンCU 50増額
- ・ 当期の実際CFと従前を見積りを比較した減少CU 50は、将来のカバーに関連しない実績調整(純損益に直ちに認識)

(CU)	当初認識	第1年度	第2年度	第3年度
期待CF-OUT	600	400	150	-
期待CF-IN	(900)	-	-	-
履行CF	(300)	400	150	-
契約上のサービス・マージン	300	200	150	-
保険契約負債	-	600	300	-

- ・ 契約上のサービス・マージンの変動に係る調整表は以下のとおりとなる。

	当初認識	第1年度	第2年度	第3年度
期首残高		300	200	150
純損益に認識		(100)	(100)	(150)
マージンに追加した将来CF-OUTの見積りの減少		-	50	-
期末残高	300	200	150	-

- ・ 純損益は以下のとおりとなる。

	合計	第1年度	第2年度	第3年度
サービスの移転を反映する契約上のサービス・マージンの変動	350	100	100	150
将来 CF の見積変更のうち契約上のサービス・マージンを調整しないもの	-	-	-	-
当期中に発生した実際 CF と従前のお見積りとの差額 (実績調整)	50	-	50	-
利益 / (損失)	400	100	150	150

(設例 6B : 第2年度末の会計処理) …企業にとって不利な見積変更の場合

- ・ 残存する契約上のサービス・マージンを CU 100 減額してゼロにする。
- ・ 将来の見積変更の残額 CU 150 について、費用を直ちに純損益に認識する。
- ・ 当期の実際 CF と従前のお見積りを比較した増加額 CU 250 は、将来のカバーに関連しない実績調整 (純損益に直ちに認識)

	当初認識	第1年度	第2年度	第3年度
期待 CF-OUT	600	400	450	-
期待 CF-IN	(900)	-	-	-
履行 CF	(300)	400	450	-
契約上のサービス・マージン	300	200	-	-
保険契約負債	-	600	450	-

- ・ 契約上のサービス・マージンの変動に係る調整表は以下のとおりとなる。

	当初認識	第1年度	第2年度	第3年度
期首残高		300	200	-
純損益に認識		(100)	(100)	-
マージンから減額した将来 CF-OUT の見積りの増加		-	(100)	-
期末残高	300	200	-	-

(次ページに続く)

・ 純損益は以下のとおりとなる。

	合計	第1年度	第2年度	第3年度
サービスの移転を反映する契約上のサービス・マージンの変動	200	100	100	-
将来 CF の見積変更のうち契約上のサービス・マージンを調整しないもの	(150)	-	(150)	-
当期中に発生した実際 CF と従前の見積りとの差額 (実績調整)	(250)	-	(250)	-
利益 / (損失)	(200)	100	(300)	-

以 上